様式第2号（第9条関係）

高次脳機能障害者ミニデイサービス利用決定通知書

平成　　年　　月　　日

　様

出雲市長　　　　　　　印

　平成　　年　　月　　日付けで申請のあった高次脳機能障害者ミニデイサービス事業の利用について、次のとおり決定したので通知します。

　１　利用者氏名

　２　利用決定期間　　　平成　　年　　月　　日　～平成　年　　月　　日

　３　利用回数等　　　　　1週当たりの利用回数　　　回

　４　利用者負担額　　　　　別表に規定する額

　５　その他

１　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算

して3か月以内に、出雲市長に対して審査請求をすることができます。

２　この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、出雲市を被告として（訴訟において出雲市を代表する者は出雲市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。